

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5	5	—	0.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5	5	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	879	1,034	△155	△ 15.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	879	1,034	△155	△ 15.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		314	273	41
(内訳)	ダム等建設費	165	162	3
	用水路等建設費	149	111	38

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,140	1,087	53
(財源)	財政投融资	5	5	—
	財政融資	5	5	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	1,135	1,082	53
	一般会計交付金	259	264	△5
	一般会計補助金	122	98	24
	財投機関債	130	80	50
	割賦負担金等	240	244	△4
	負担金	366	309	57
	その他	17	86	△69

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人水資源機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって治水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用水路などの建設及び管理を行っている。それらの事業を通じて、水道用水、工業用水及び農業用水の確保・供給を行うと共に、洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図っている。

機構が実施する事業は、広域的かつ大規模な事業である。県域を越えた広域的な事業は、県レベルの行政では対応が困難である。

また、事業には多数の治水者等が参加し、その利害関係が複雑多岐にわたっており、国レベルでもそれぞれ所管が異なることから機構が多数の利害の総合調整を一元的に担当することで、円滑かつ効率的な水資源開発事業の推進を可能にしている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、洪水調節等の治水目的と水道用水、工業用水、農業用水の確保といった治水目的を合わせた多目的かつ公共性の高い事業を行っている。

機構の実施する事業のうち治水事業は、下流域の住民の生命・財産の安全保持、国土の保全を図る事業であり、公共性が極めて高く、河川法の特例として河川管理者（国土交通大臣）に代わって行うものであり、国策として実施されているものである。

治水事業のうち、農業用水に係るものについては、国営土地改良事業に相当するものとして国（農林水産省）に代わって行うものであり、また水道用水、工業用水に係るものについては、地方公共団体の水道事業又は工業用水道事業に相当するものとして都府県等に代わって行うものである。これら各種用水を広域的に供給する事業は、国民経済、国民生活上極めて公共性が高いものである。

このような事業の性格から、利潤獲得を目的とする民間事業で行うことは適切ではなく、公的主体が実施すべきものである。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって治水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用

水路などの建設及び管理を行っている。

施設の建設及び改築を行うにあたっては、事業工期が長期間を要し、その事業費も多額となるため、機構が利水者に代わり、財政融資資金借入金又は水資源債券（借入金等）により調達し事業資金に充当している。この立て替えた借入金等は、利水者からは割賦支払又は一時支払の方法により、利息を賦して償還されることから、転嫁される料金を低く抑えるためにも出来る限り低いコストでの調達が望まれており、長期・低利な資金である政府資金及び水資源債券の発行により、資金調達を行っている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

受益者負担金の立替金である機構の借入金は、建設事業完了後に利水者から割賦負担方式により徴収し、借入金の返済に充当している。

この割賦負担金の金利、期間及び返済方法は、利水者と協議の上、国土交通大臣及び関係主務大臣の認可を受けることとされている。

借入金が立替資金であり、これを負担する利水者が地方公共団体等であるという実態から、機構の借入金の償還に支障が生じることはないものとする。

また、機構法上、負担金をその納付期限までに納付しない場合には、国税の滞納処分等の例により強制徴収できることになっており、負担金の回収に万全を期す仕組みとなっている。

なお、これまでに割賦負担金が滞納された事例はない。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度要求は、事業規模や自己資金を十分精査した適切なものとなっており、引き続き財投運用残が生じないよう努めていく。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	—	—	—
運用残率	—	—	—

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和8年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：130億円・発行形態：普通社債型

(参考) 令和7年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発 行 額：80億円

発行形態：普通社債型

年 限：3年

機構は、利水者が負担金を割賦支払又は一時支払で支払うことを選択した場合、立替資金として財政融資資金借入金及び水資源債券により調達している。

この調達額については①利水者から事業完了後、調達額に係る利息を賦して回収することになることから、当該利水者負担を低く抑えるべく、できる限り低コストでの調達が必要であること、②財政投融资改革の趣旨を踏まえること、③令和2年度にSDGs債として認証を受けたこと等により、更なる機構事業のPR、社会貢献活動等の周知及び投資家からの需要の高まり等を考慮した額を計上している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

（機関名：独立行政法人水資源機構）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

該当なし。

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 各府省庁の政策評価の結果

機構が実施している事業は、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性、透明性を確保する観点から、主務各省において政策評価制度を設け、中止を含めて再評価が実施されており、真に必要な事業を峻別した上で財投要求を行っていくこととされている。各省の再評価の概要は、以下のとおりである。

イ 国土交通省

(イ) 再評価対象基準

- ・事業採択後3年を経過した時点で未着工の事業
- ・事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業
- ・ダム事業の実施計画調査費が予算化後3年を経過している事業
- ・再評価後3年を経過している事業
- ・社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じたと再評価実施主体（関係地方整備局及び水資源機構等）又は国土交通省の事業を所管する本省内部部局の長が判断した事業

(ロ) 再評価の内容

- ・事業の必要性等（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果及び事業の進捗状況）
- ・事業の進捗の見込み
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性

(ハ) 再評価の実施状況（令和6年度の実施結果及び令和7年度の実施予定）

令和6年度 思川開発（継続決定）

令和7年度 該当なし

なお、思川開発、木曽川水系連絡導水路、丹生ダムについては、平成22年9月28日に国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方整備局と共同して検証に係る検討を進めているところであり、丹生ダムについては平成28年7月に「事業中止」、思川開発については平成28年8月に、木曽川水系連絡導水路については令和6年8月に「事業継続」との対応方針が決定している。

ロ 農林水産省

(イ) 再評価対象基準

- ・事業実施計画認可後5年を経過した時点で未着手の事業、10年を経過した時点で継続中の事業又は事業実施計画認可後5年を経過した時点で継続中の事業であって、農村振興局長が必要と認めた事業
- ・10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと

(ロ) 再評価の内容

- ・事業の進捗状況
- ・関連事業の進捗状況
- ・事業実施計画の重要な部分の変更の必要性の有無
- ・社会経済情勢の変化
- ・費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- ・環境との調和への配慮
- ・事業コスト縮減等の可能性
- ・代替案の実現可能性

(ハ) 再評価の実施状況（令和6年度の実施結果及び令和7年度の実施予定）

令和6年度 豊川用水二期（継続決定）

令和7年度 該当なし

ハ 経済産業省

(イ) 再評価対象基準

- ・事業評価実施後5年以上連続して補助金の交付を受けている事業
- ・事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合
- ・行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）第7条第2項第2号に該当する場合

(ロ) 再評価の内容

- ・需要の見通し（給水区域、給水量及び需要発生時期等）
- ・施設建設計画（施設規模、建設行程等）
- ・費用便益分析等

(ハ) 再評価の実施状況（令和6年度の実施結果及び令和7年度の実施予定）

令和6年度 豊川用水二期（継続決定）

令和7年度 該当なし

ニ 厚生労働省（R6～国土交通省）

(イ) 再評価対象基準

水道施設整備に係る厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助する事業について

- ・原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施
- ・その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施
- ・ダム、河口堰、湖沼水位調節施設の新築に係る事業にあつては、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しない。

(ロ) 再評価の内容

- ・ 事業の概要
- ・ 事業をめぐる社会経済情勢等
- ・ 事業の進捗状況
- ・ 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性
- ・ 費用対効果分析

(ハ) 再評価の実施状況（令和6年度の実施結果及び令和7年度の実施予定）

令和6年度 思川開発、豊川用水二期（継続決定）

令和7年度 該当なし

加えて、現行の水資源開発基本計画（フルプラン）は、近年の気候変動を踏まえた水利用の安定性確保、施設の改築や一定の条件整備の下での用途間転用等による既存施設の有効活用等の多様な課題について十分検討を行い、水需給上の必要性等を厳正に吟味した上で改定されることとなっている。

なお、上記の観点から見直しを行い、令和4年5月に「淀川水系」、令和5年1月に「吉野川水系」、「筑後川水系」、令和6年12月に「利根川水系及び荒川水系」、「豊川水系」、「木曽川水系」の改定が行われた。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

政策評価結果において継続決定とされた事業については、事業の進捗に必要な所要額を要求している。

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和 6 事業年度の当期純利益は 1,890 百万円であり、前中期目標期間繰越積立金取崩額 698 百万円を計上した結果、当期総利益は 2,588 百万円となる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

(単位：百万円)

科 目	R5決算額	R6決算額	増△減額
流動資産	71,622	63,093	△ 8,530
現金及び預金	37,302	32,226	△ 5,075
有価証券	8,100	3,950	△ 4,150
割賦元金	22,936	21,440	△ 1,496
その他の流動資産	3,285	5,477	2,192
固定資産	3,347,961	3,301,032	△ 46,929
事業用固定資産	2,631,592	2,562,554	△ 69,038
一般用固定資産	6,264	6,175	△ 89
建設仮勘定	509,731	550,345	40,614
割賦元金	171,447	150,357	△ 21,090
その他の固定資産	28,927	31,601	2,674
資産合計	3,419,583	3,364,125	△55,458

- ・事業用固定資産は、事業用建設仮勘定からの振替等による増額（6,523百万円）があったが、これを上回る減額（減価償却等、75,560百万円）があったため減額となった。
- ・建設仮勘定は、事業用固定資産への振替等により減額（4,738百万円）があったものの、これを上回る増額（事業進捗等、45,352百万円）があったため増額となった。
- ・割賦元金は、建設期間中の精算に伴う計上（603百万円）があったが、これを上回る減額（利水者からの回収、23,189百万円）があったため減額となった。

○負債

(単位：百万円)

科 目	R5決算額	R6決算額	増△減額
流動負債	66,494	58,369	△ 8,125
一年以内償還予定 水資源債券	5,000	7,000	2,000
一年以内償還予定 長期借入金	26,416	22,864	△ 3,552
その他の流動負債	35,078	28,505	△ 6,574
固定負債	3,267,737	3,218,765	△ 48,972
資産見返負債	3,103,992	3,075,308	△ 28,684
長期預り補助金等	742	1,074	332
水資源債券	17,000	20,500	3,500
長期借入金	132,402	110,038	△ 22,364
引当金	13,601	11,845	△ 1,756
負債合計	3,334,231	3,277,134	△ 57,097

- ・長期借入金は、建設事業の進捗に要した新規調達等（500百万円）があったが、返済・償還額（26,416百万円）が上回ること等があったため減額となった。

(2) 費用・収益の状況

○費用

(単位：百万円)

科 目	R5決算額	R6決算額	増△減額
経常費用	124,111	120,817	△ 3,294
管理業務費	39,041	38,535	△ 506
受託業務費	3,566	4,048	483
寄附金事業費	11	-	△ 11
災害復旧事業費	17	606	589
海外調査等業務費	150	135	△ 15
建設事業費	5,010	807	△ 4,203
一般管理費	△ 1,171	△ 466	705
事業用固定資産減価 償却費等	75,207	75,286	79
財務費用	2,281	1,865	△ 416
臨時損失	1,423	542	△ 881
当期純利益又は 当期純損失(△)	2,654	1,890	△ 764
合 計	128,188	123,250	△ 4,938

○収益

(単位：百万円)

科 目	R5決算額	R6決算額	増△減額
経常収益	126,765	122,707	△ 4,057
受託収入	3,727	4,123	396
補助金等収益	37,912	36,979	△ 933
寄附金収益	11	-	△ 11
災害復旧事業収入	17	606	589
海外調査等業務収入	69	48	△ 22
管理雑収入	1,004	1,083	79
資産見返補助金等戻入	75,172	75,252	79
資産見返寄附金戻入	4	4	-
建設仮勘定見返補助金等戻入	4,499	630	△ 3,869
賞与引当金見返に係る収益	529	524	△ 5
財務収益	3,789	3,431	△ 358
雑益	30	26	△ 4
臨時利益	1,423	542	△ 881
合 計	128,188	123,250	△ 4,938

- ・ 当期純利益1,890百万円を計上し、前中期目標期間繰越積立金取崩額698百万円を計上した結果、当期総利益は2,588百万円となる。これは、財務収益（主に割賦償還に係る受取利息）が、財務費用（主に借入金等に係る支払利息）を上回っていること等によるものである。
- ・ 臨時損失には、独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による不要財産の国庫納付金等を計上している。
- ・ 臨時利益には、独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による不要財産の資産見返補助金等戻入等を計上している。